

藤沢市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例の制定について

藤沢市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例を次のように定める。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第94号）附則第2条第1項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の32に規定する条例で定める時間は、4時間とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

この条例を提出したのは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令により、乳児等通園支援の利用可能な時間に関する経過措置について本市の条例において定める必要による。